

第十回 参議院厚生委員会會議録第三十五号

(六二三)

昭和二十六年五月三十日(水曜日)午後三時一分開会

○生活保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保険制度に関する調査の件(報告書に関する件)

○継続調査承認要求の件

○委員長(山下義信君) これより本日の厚生委員会を開会いたします。生活保護法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案の審議は質疑を施行中でございますが、質疑のあるかたはどうぞ質疑を願います。

この際お諮り申上げたいことがございまして、社会保険制度の調査に関しまして、御決議を願つて置きたいと存じます。本調査は先に議長の承認を受けまして、調査を進めて参つたのでありますが、今度の国会開会中には終了いたしませんので、未了報告書を提出し、且つ閉会中も又継続して調査することとし、その手続きについては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(山下義信君) 御異議ないと認めます。
なお未了報告書には多数意見者の署名を必要としますので、御異議のないかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名
石原幹市郎 小杉 繁安
藤原 道子 松原 一彦
常岡 一郎 河崎 ナツ
井上なつゑ 長島 銀藏

中山 壽彦 谷口弥三郎
藤森 眞治

○委員長(山下義信君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れはないと認めます。

○藤原道子君 社会局長にお伺いいたしますが、現在生活扶助によつて入院しておる入院患者の生活扶助料は現在幾らになっておりますか。

○政府委員(木村忠二郎君) 現在病院に入院いたしまして、入院の医療の扶助を受けておりますもので、生活の援助を受けておりますものは、大体入院費のうちには飲食物の費用全部が一応含まれておりますので、それ以外の日用品の費用といたしまして、四百五十円を基準といたしております。

○藤原道子君 何分にも御承知のように今日物価高によりまして、四百五十円では到底やって行けないというところから、いろいろの問題が起つておると思ひますが、私の手許へもそうした入院患者からの陳情等がたくさん来ておりまして、最近全国を廻つて見まして、至るところの病院に余りにも少い生活費の訴えがあるのでございまして、局長は現在の四百五十円に妥当なりとお考えでございましょうか。それともこれを早急に引上げるという考えを持つておいででございましょうか。この点を……

○政府委員(木村忠二郎君) 現在の日用品の経費を見込んでおりますのは、現在の生活扶助は、一般の生活費の基準というものと配合せましてきめただけで、現在生活扶助の基準が妥当で

あるかどうかということ、これで生活ができるかどうかということになるのでございまして、それにつきまして、できないというところは言えないと思ひますが、果して何と言ひますか、いつまでもこれで差支えないかどうかという点につきましては問題があると思ひます。現在制約されておるものは、財政的な問題に制約されておるのです。厚生省といたしましては、現在の基準をなお引上げるように努力しなければならぬと考えておるものであります。それにつきましては、常に引上げ方につきまして各種の資料を集めまして折衝いたしております。従いまして我々としては、この最低生活の基準というものはできるだけ高いことがよい、できるだけ高いのがよいことは申すまでもありません。ただ一般の生活水準との関係もございまして、財政の睨み合せの問題もございまして、で、全然生活ができない、生きてゆけないというものであつてはならないのは申すまでもないのでございまして、それからどの程度まで引上げるかということについては、さつきも申しました各種の要請を制約されておりますから、私どももいたしましては、これが十分であると考えておらないのです。できるだけこれが高くなりやすいように努力いたしたいと考えております。

○藤原道子君 私は生活保護法の精神は、最低生活を保障するところにあると思ひます。生きられないというところでございまして、生きるというところは生活ということと違ふと思う

のです。その点どういうふうにお考えですか。どうやつても生きておればよいというお考えですか。

○政府委員(木村忠二郎君) 生きられないという線以下に置くということとは絶対にいかにと思ひます。その上にどの程度までの線を引くか、つまり僅かに辛うじて生きておるといふところから、上にどこに線を引くかということはないか。結局国民全体の生活の程度の問題並びに国の財政の問題、この両者が絡み合ひまして、どこまで引上げるかということがきまるのであります。現在きめておりますところの生活保護の基準につきましては、辛うじて生きておるといふだけのものではないかと考えております。ただ併しこれで以て満足すべきかと申しますれば、満足すべきものではないか。勿論日本全体の生活水準というものが満足すべきものではないのです。それにいたしまして、なお満足すべきものではないかと考えております。従いまして、これが基準の引上げにつきましては常に努力いたしまして、これに對しまする財政当局の、財政の状況というものと配合せまして、私たちがいたしましては、できるだけ高いものにいたしたいと考えております。

○藤原道子君 私は是非局長の良心にお訴えいたしまして、是非早急に引上げるべく、それこそ強力な手をお考え願ひたい。これで見ますと、入院患者は何と申しまして、自宅との通信その他もあると思ひますが、通信費

が、葉書が四円ありますと、二枚でございまして、手紙が一回ということになつておるのでございまして。殊に理髪代等で三十円、それから雑費等におきまして、身の廻り品等というところは五十銭、一円を規定してないので、この点余りみじめではないかと存じますので、入院患者は何と申しまして、精神的なものも相当影響するのでございまして、どうか早急にこの点についてお引上げを考慮されたい。恐らく私はこの倍額ぐらひが必要ではないかと、これをよく見えて

ういうふうに感じるのでもございまして、仮に今局長はどの程度に近く値上げをしてやろうというふうなお考えでございまして。くどうようでございしますが、余りにも地方へ参りましても要求が熾烈でございまして、私は返事なども出して上げたいと思ひますので、その点についての一つのお考えを伺つて頂きたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 現在の生活扶助は、一般の基準というものと比較もございまして、これを二倍にいたしますれば、殆んどそれで以て命を繋ぎなければならぬ。私どももいたしましては、現在の生活扶助そのものにつきましては、生活費の引上げということとは困難ではなからうかと考えております。これにつきましては、一般の生活保護の基準等とも見合ひまして、そのほの引上げもやりまして、同時に只今の問題も解決いたすようにいたしたいというふうにお考えでございまして、これは全体を通じて、やはり一部だ

けの引上げというものはなか／＼困難ではなからうかというふうに考えております。特に生活保護の基準というのと、只今の入院者に対する日用必需品というものは相当関連するのであります。内容は勿論入院費のほうが多いようでありまして、これらの点につきましては、どちらを多くするかというような、内容につきまして、片方だけ上げるというわけに参りませんので、全体を通じて考慮したいと考えております。

○藤原道子君 一般の生活保護法も近く引上げられるということに伺っておりますが、どの程度にお引上げのお見込でございますか。

○政府委員(木村忠二郎君) 一般の生活保護法の引上げは実は五月一日から引上げをいたしております。これが従来五人世帯で五千三百円でありましたものが、五千八百円というふうに相成つております。

○藤原道子君 五千八百円というのはどういふところから算定されたのですか。

○政府委員(木村忠二郎君) これにつきましては、我々をいたしましては、内容の改善ということをお願いしたいというところを考えたのでございますけれども、差当りの問題といたしまして、最近におきまして物価の上昇というものを見込みまして、これによりまして計上いたしましたようなわけでございます。

○藤原道子君 私は相当量値上げになつておりましたので、五千八百円ということで非常に驚いておるのでございますが、いまだし御考慮願いたいということが一つ、それから基

準は五千八百円になつておりましたも、なか／＼基準だけ出ている人は少いように私は聞いています。そしてこの頃は生活保護の請求をするときの査定と申しまして、それが非常にきびしく、本場に真つ裸にならなければ保護してもらえないというような場合がたゞさんあるのでございますが、それがいろいろ本省からの通達によつてだん／＼きびしくなつて来ているということ、この間某村に参りましたときに、余りにひどいじゃないかというのを私申し上げましたら、そういうような答弁があつたのでございまして、現在生活保護法を適用する査定基準というものは、どの程度に置いておいてなるのでございましょうか。今のやり方では私も生活保護法を作つたときの親心と申しますか、そういうものが殆んど没却されておりますので、この点について伺ひして置きます。

○政府委員(木村忠二郎君) 現在は従来と方針は変わつていないのであります。やはり生活費の基準が只今申しましたような基準に相成つております。その基準から収入を差引く、勿論極めて小額な臨時収入は差引きませんけれども、一定の収入は差引く、なお働いておるものにつきましては差引額を若干考慮するという事になつております。なお保護を開始いたします場合の資産の調査でございますが、この資産につきましては、その生活に必要な程度のもので持つておることを妨げるものではないのであります。必要に鑑みまして、そのときの状況から見まして、一応生活に必要なと考えられるものにつきましては、これを所

持いたしておりますことを認めるようなことにはいたしております。それらにつきましては、従来よりは逐次取扱いが緩和いたしておることを申上げて差支えないと思ひます。この点につきましては、だん／＼標準をきめておいて、地方に對しましてその旨を通じております。従ひまして、そういう資産調査の取扱ひという点につきましては、従来より逐次合理化されて来つたところというふうに私どもは存じております。なお各種調査に對しまして、むしろ扶助額を切ることは私のほうは要求いたしたことはないものであります。監査いたした結果、甚だしく不合理のあるものにつきましては、これは十分注意いたしまして、不合理のないようにいたしております。と同時に、私もいたしておるものは、濫給いたしておりますものはいかんとおもうこと、これ以上には減れておるものがないようにしなければならぬという点をやま／＼言つておるわけであります。従ひまして私もいたしましては、皆に公平な扶助が行われるということをお願いしております。濫給があることは結局不公平になることでありまして、正しく扶助を受けるおるものにつきまして甚だ不公平になり、又減れておるものに対してはその権利を保障しないということになるのであります。これも又よろしくなと思ひます。両々相待ちまして、適正な扶助が行われるようにいたしたい。なおこれを確保いたしますためには、やはり扶助が行われました内容が、正しいものであるということが正確に書類として残る、いつも書類を残して置くという必要があるのではない

かと考えまして、この点につきましては、いろいろ指導いたして参りますし、又標準等をこしらへまして、逐次これに合せておきます。そういたしませんと、監査に参りまして、果して適當な扶助をいたしておるかというところはわかりません。ただいい加減にいたしておりますと、あとから参りましたも、水掛論になる虞れがあります。従ひまして私もいたしましては、事務的にきちんとした取扱ひができるようにする。而もこれを取扱う人の気持は温かい親心でなければならぬという氣持で仕事を運んでおります。このたびの改正の趣旨につきましては、やはりこの点をできるだけ強化いたしたいと考えております。ただ我々徒らに予算が少なくて済む、財政の支出が少なくて済むということを望んでおるのではない。国民の税でございまして、これを適正に使われるようにして、出さなければならぬものには出す。出してはならないものには出さないというように整理して行きたいと思ひます。これまで監査は盛んにやつております。地方もやつておりますけれども、監査の精神はそういう精神でいたしておるのでございます。

○藤原道子君 あなたの精神と、地方におきましての実施状況におきましては、非常に食い違つておる点があると思ひますので、なおその点はお調べになつて、遺憾なきを期して頂きたいと思ひます。それと資産状況でございます。生活保護法を適用開始のときに調べる資産状況、それはどの程度を基準にしておりますか。お前のところは餓が二つあるから駄目、お前のところは子供のオーバーがあるから駄目、お前のところは自転車がなくなつたから駄目、この自転車はなくなつたから駄目、それがあつたのでは適用がされない。何も彼も裸にならなければ、本當に餓が一つ、お釜が一つ、それからお茶碗が幾つというところまでほくつておる実例があるのでございますが、こゝまできびしい査定をしておられるが、どの程度の資産としておられるかという点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 只今お挙げになりましたような資産は、ございまして、私もいたしましては、これを処分するということを要求いたしておりません。普通に使います日常の茶碗皿の類は、新しく買います際には、特別の警沢なものではない限りは、これをどうこうするということとは全然考えておりません。鍋等につきましても、これが一つあるか二つあるかという点につきまして問題にはいたしません。又自転車等につきましても、今お話がございましたが、それが収入の元になつておりますので、これはもう置いておいて収入の基にするというほうが、生活保護法としては正しい扱いであるということに指導いたしております。これらについては、その点非常に詳細なものをこしらへまして地方に示しておきます。地方におきまして、なお間違ひの点があるかも知れません。これにつきましては十分指導いたしたいと思ひます。それから地方によりまして、中に二、三取扱いを異にするところがあるという点については、その地方によつて事情の違う場合があり

ます。例えば都市におきまする場合と、農村におきま場合は一般の生活環境が違ひまして、都市においては持つておつていいものが、農村では一般に持つていないものがありますから、これはどうだろうかというようなことが出て来るわけでありまして、これらにつきましても、それはどこまでかましく言わなければならぬというように考へておられます。今のような考へを以て、その住んでおります社会の状況、一般の状況と照み合せてやりますと、周囲のものの非常に関心を引くものでございまして、その点は十分注意しなければならぬと考へております。ただ先般山下議員の御質問の際にお答えいたしましたように、我々としては、保護を受けておりますものが、その周囲の人からあれば保護を受けておるのだということがわからないように、できるだけ事務の取扱ひをいたしまして、はいたしたいと思つております。そういうような取扱ひをいたしますれば、世間の思惑というものが大分なくて済むのではないかと考へておられます。今、今回これが福祉事務所に引上げられますと、その点が相当緩和されるというふうに考へまして、これらの点につきまして、今後の処理におきましては十分注意いたしたいと考へております。

○藤原道子君 最近において、予算の關係で生活保護を何割で打切れというような指令が出されたようなことはないでございましょうか。

○政府委員(木村忠二郎君) そういうようなことはいたしておりません。

○藤原道子君 それから重ねてお伺いたしますが、今度引上げられて

五千八百円で生活が五大家族でできると考へてございましょうか。それからいまいつは、五千八百円では私どもから見ると、到底生活できないために内職をする。そうすると、私たちがどうやら千円や千五百円の内職収入でございまして、それは私は当然認めるべきだと思ふ。ところがそういう僅な五百円とか、千円とかいうようなものもみんな天引にしてしまふということになると、結局働いても千八百円、働かなくても千八百円ということになると、結局情民を養成する。働くのはばか／＼しいというやうな情民を養成するといふやうなことになる、かように考へるのでございしますが、この一生懸命で立上ろうとして、生活ができないからと思つて努力して得た僅かな収入に對しても、地方におきましても、東京におきましても、そういう例がたふさんございまして、ところが只今局長は僅かな収入、零細な収入は、これは差引かない。その零細という点ほどの程度にお考へでございましょうか。

○政府委員(木村忠二郎君) 生活保護の基準の引上げの点につきまして、細かく申上げますと、生活扶助につきまして、五千八百円という点にいたしましたのは、従来の七十四というのを三百円、教育扶助が従来平均いたしますと、月六十五円というのを百七十五円というように引上げておりますので、五人世帯におきまして、学校に行つております子供を持つております家族につきましては、相当大きな引上げがなされております。従いまして一応子供が一人といたしまして、六千三百円程度

度のものが生活扶助として扶助せられる基準になるわけでありまして、なお医療費は全然必要ないといふことになりまして、一応これで生活ができないといふことははないと思ひます。併し勿論満足すべきでないといふやうに考へております。我々としては、生活保護の基準に使用します内容を、なお充実したいと思ひますことは、皆様もたつね／＼おつしやつておることと考へてございまして、努力いたしたいと思ひます。これにつきまして、なお我々としていたさなければならぬのは、生活保護の実施状況といふものを正確につかまえることが必要でないか。現在までそれをつかまえておりますけれども、調査いたしておりまして、それでも現在ではこれのつかみ方が十分でない。これは何と申しましても、事務組織が十分でないためであります。従いまして我々としては、正確な実態をつかみまして、これによりまして今後基準の引上げについても財政当局に要求する基礎をいたしたいと思ひます。これは本年度におきまして、まあ昨年度からやつておることと考へます。生活の実態調査を一般国民と、それから保護を受けておりますものと双方に通じまして、今いたしておきます。これを一年間いたす予定でございまして、これによりまして得ました結果は、今後の生活基準をきめます資料といたしたい。これによりまして正確な資料を以て要求するといふことによつて、これらの遺憾の点をなくするやうにいたしたいといふやうに考へておるわけでありまして、それから零細な一時的な収入といふものは月

五百円ということにいたしておきます。

○藤原道子君 月五百円でございまして、差支えない。五百円越すと全部差引くのですか。越えたものを差引くのですか。

○政府委員(木村忠二郎君) 大体五百円までは引けることになつております。五百円までは引くことになつております。つまり五百円といつてはど

○藤原道子君 五百円を越えたものは差引くことになる。六百円だつたら百円差引くことになるわけですか。

○政府委員(木村忠二郎君) これは何と申しますか、収入の金額、全体の金額といふものの割合を考へていたしております。

○藤原道子君 基準額が五千八百円、ところが内職も何もなくても三千円とか、三千五百円とかいうだけしかくれない。予算がないから駄目だといふやうなことで断つておられますのは、これは違法でございましょうか。

○政府委員(木村忠二郎君) 全然収入がないといふ人の生活の基準額だけ出さないといふことは、これは違法でございまして、勿論これは何と申しますか、収入と申しましても、ほかに例えば住宅ならば家を持つておるとか、或いは畑を持つておるとか、若干そのほうの生産物があるといつたやうな場合は、その生産物が消費されますから、それは金が必要ないといふことになつて差引くといふことはございまして、けれども、これにつきましても、細かい基準がございまして、その差引き方をきめております。そういうやうな標

準によらずして、いい加減に適當な額をきめて行くといふことは我々のほうじや認めておりません。そういうことはさせないことにいたしております。それから先ほどもう一つお答えが洩れたのでございまして、我々としては、金銭をやるやうなことで以て働く意欲を操作することはいしたくない。むしろ働くか、働かんかといふやうな点につきましては、そのケース・ワークによりまして、これを指導するといふやうなふうにして、金のほうは正確に収入があるか、ないかといふことで以てきめることにいたしたい。金で以て働くことを釣るというのはいふやうなことでございまして、考へております。そういうやうな建前で以ていたしておりますので、金銭給付につきましては、できるだけ正確にやりたいたいといふやうに、尤も先ほど申しましたやうに、働くことによりまして、収入／＼と経費がかかるといふやうなことも考へなければならぬといふやうなことも一つは働く意欲をなくするといふこともいけません。それやこれや差引額といふものにつきましては考へはいたしますが、働く者のほうに余計出すやうなことは適當でないのじやないか。この点につきましては、ケース・ワークをもう少し上手にやるやうに、この技術等についても今後十分訓練いたしまして、遺憾のないやうにいたしたいと考へております。

○藤原道子君 今度は先ほど教育費が殖えた、教育扶助が殖えたといふお話をございしましたが、その点につきまして、子供が舌学をして高等学校へ行つても、子供が一人高等学校に行つたと

いうことによつて生活扶助料は全部打ち切られてしまふということに相成つておるようでございますが、それは事実でございますか。若しそうであるとするならば、子供が苦学をして上の学校へ行く。折角優秀な頭脳を持つておる子供が進学のために漸く希望を抱いて進む。これによつて家族全体の生活保護が打ち切られるということは、私はどうも納得しがたいものがあるのでございますが、その点はどうかおつておるのでございますか。

○政府委員(木村忠二郎君) 只今の上級の学校、つまり義務教育以上の学校の点でございしますが、これにつきましては、その義務教育以上のものを受けます子弟につきましては、これを一応その世帯から切離しまして、そうして残つたものを一つの世帯といたしまして、扶助いたすように指導いたしております。これにつきましては、やはり先ほど申しましたような、その地方の実情というようなものがございまして、その地方全体でそういう上級学校に行くことが、社会通念として余り何と申しますか、喜ばれないと言いまするか、認められないといったような場所と、そうでない場所というものと若干相違はございますが、我々はそれを切離してやるということを指導いたしております。

○藤原道子君 その点はよく伺つて置きたい大切なことなのでございますが、それならば世帯と切離して、その子供が学校へ行くことは、世帯と切離して扱ふので、一人息子が上の学校に行つたということで世帯全体が打ち切られないというところが原則で、従来地方の実情によつて好ましくない、

ふさわしくないという場合には、それが生活保護法打ち切りに影響して来るといふ御答弁でございませうか。

○政府委員(木村忠二郎君) 今お話を通りでございます。やはり先ほど申しました、例外といたしまして申しましたこの処理も大体そういうことはない、成るべくないようにするといふうなつもりであります。我々としたしましては、方針として、今申しましたような原則に従ふべきものであるといふことに一応考えております。

○藤原道子君 大変私には嬉しい言葉を伺いましたので、私のところへそういう訴えただけでも今六通ばかり来ておる。昨日もやはり参議院のかたから、他の委員会の人から、実はこういう訴えを受けておる、実に困つておるのだ、何とかしてやれないものだろうかという御相談がございましたので、それでは今局長が言われたように回答してやつてもよろしいわけですね。若しその地方に行つて受け入れられなかつたときには、あなたのほうでその地方が納得して、法の精神を理解してないのではありませんか、その点の御指示を重ねてやつて頂けるわけですね。

○政府委員(木村忠二郎君) そのようにお答え頂きます。結構でございます。なお若しそれで違ふような措置をいたしております、不適当なところにつきます。御指摘頂きますれば、是正いたしますようにしたいと思います。

○藤原道子君 そこで住宅の問題でございます。今度公営住宅法というものができて、ああいうふうになつたわけですが、現実各所にございします余り

にもひどい住宅、ここに住んでおる人たちが、そこで不良少年の出る原因にもなつておる、結核が生れる原因にもなつておるというふうな住宅につきましての緊急処置というふうなものはお考えでございますか。それから昨日だかの新聞に出ておりましたが、東京の真中に、これですね、板橋駅の近くに、今なお防空壕の生活をしておる、そこは雨が降ればびた／＼になつて住んでおられないという記事が出ておるの、ございしますが、こういうところも適宜御調査になつて対策を立てておいでになるの、ございませうか。

○政府委員(木村忠二郎君) 住宅につきましては、現在のところ御承知の通りに予算が少く、僅かでございます。全国で見て更生住宅としましては、約五千戸ということにいたしております。これが実問題といたしまして、九牛の一毛ということ、なか／＼十分のことではございませんので、我々いたしましては、今後できるだけこの点につきましては、もつと家が建つようにつきます。法、の精神を理解してないの、ということを考慮しなければならんと思つております。なお建設省との話合の上で、一般の住宅等につきましても、できるだけそういうように措置ができるように努力しております。又現在いろいろの御施設願つておるものにつきます。できるだけそれを適当のところができました場合に移しまして、これを活用するようにいたしたいというように考えております。住宅問題は現在のような状況であるというところは、非常に遺憾でございます。我々としては、これについてなお一層努力しなければならんと思ひます。

○藤原道子君 私は法律は作文ではないと思つております。結局私たちが誠意作つた法律が、實際面において生かされてないといふところに非常に淋しさを感ずるもので、従つて法案審議の意欲を失ふときがあるの、ございします。そういう点で私は繰り返したいのですが、お伺いして置くの、ございしますけれども、現在社会に行われております親子心中の悲劇等を、一時その原因を考えましても、調べましても、結局保護法の適用を受けておる人はやはり親子心中をしていないの、ございします。ところが折角生活保護法、生活に困つて相談をしても、お前のところには兄弟があるじやないか、兄弟を頼んだらよろうといううな、兄弟であるとか、或いは実家であるとか、扶養義務者があるじやないか、まだ生活保護法はもつとお前たちよりも下の人たちが受けるのだといつて、殆んど取合つてもええなといふことが一つの原因になつておるところが多いの、ございします。そこで、たとえ兄弟がございしても、なかなか今日の時代では給与ペースは自分の家族以外の者を見てやるところまで、豊かに与えられていない、こういう点もございします。もつと生活保護法を作るときには余りやましいことはいふやうなところで審議されたはずでございます。少くともこの実情を見て認めたほうが、適切に親心を以て私は運営されたならば、この社会悲劇も今よりはずつと減つて来るのではないかと、私はかように考えるの、ございします。それでこの間も大地主が適用を受けていたといふようなことは、で

かでかに出る、これをすぐ濫給という例に持つて行かれる、そして濫給があつてはならないという指令が流れる。そうすると、今以て濫給どころではない、私どもは濫給が多いことを憂えておりますので、ます／＼救いの手が狭められて来るという危険性が多分にございまして、あした記事が出るたびに私はひや／＼とするの、ございします。一部には濫給がある、或いは民生委員が情実によつて、いろいろ／＼な噂も聞いておりますけれども、こういうものは私は極く一部だ、本當に救われなければならぬ人が救われていないという面が非常に多いの、ございしますから、この生活保護法の持つておる使命は、そういうことのないように、生活保護法ともいふべき法律だと私は考えておりますので、この点十分もつと心して適用をして頂きたい。私はまだいろいろ質問しようと思つて切抜き等もたくさん持つて来てありますが、今日は重大なるこの委員会のいろいろな問題もございしますので、余り私一人で質問するのどうかと存じますので、多くは申し上げないようになつて、十分一つ心して法の適用をして頂きたいといふことを、心から私は御註文申上げて置きます。

それから今度福祉事務所というものができて参ります。町村に派生して見て行くわけでございますが、すると、急の場合にはそこでやつて行くようになつておるよう、ございします。が、そうした場合の費用はどうなつておりますか。

○政府委員(木村忠二郎君) 只今御指

摘のありましたはかに、親子心中等の起ります問題、これは私たちがいたしましても、甚だ何と申しますか、申訳ないような気持をいつも持つのでございませう。生活保護法の基準、そういう生活保護をいたしますような状態に到達いたしましたもの、これはむしろそういう点につきましては割合にいいのでございませうが、従来相当な生活をした人が急に悪い生活になりますという、非常に精神的に大きな打撃を与えるものであります。これらにつきましては、十分にそれに対処するにいかゆる社会事業家と申しますか、ケース・ワーカーというものが働くべき余地がそこにあるのじゃないか、従来専門のそういう方面のケース・ワーカーというものは極めて不備でありましたので、こういうものの処理が十分できなかったというところは極めて遺憾であります。ところが今福祉事務所を作りまして、ここに専任のケース・ワーカーを置くというようにいたしましたのも、逐次そういうような内容の充実いたしましたものを整備いたしましたので、そういう取扱に遺憾のないようにいたしましたという念願はかならぬのであります。が、一挙にそこまで行きますかどうかが、一挙にそこにつきましては、私たちが自信はないのであります。逐次そういういいものにいたして参りたいと考えております。これらの教育訓練といったものにつきましては、十分注意いたしまして、今後できるだけ早い機会に、そういうようなものが大体これらの人たちに相談いたしますれば、解決が付いて来るというふうなふりを持つて参りたいというふうな考えをおのりでございます。それから町村の応急の

扶助をいたしましたものにつきましては、この法文にございませうように、町村が一時支弁いたしまして、そのあとは全部その負担できるところが負担をいたすというふうな相成っております。

○藤原道子君 今一つ註文を付けて置きたいのです。この何と申しますか、生活基準ですか、生活費の基準を算定する委員会というのがあるのですか、厚生省と大蔵省がどこかに……生活保護法の費用の基準ですね。

○政府委員(木村忠二郎君) 現在ではその基準をきめずのうちにございまして、一応私のはうで案をこしらえて、大蔵省と予算的に折衝いたしております。今後の問題といたしましては、基準をきめ算定しますことにつきましては、結算や財政の關係がございまして、大蔵省と折衝しないといものがございまして、一応その内容をどうするかという根本的な問題につきましては、新しくございまして、この社会福祉審議会というものの生活保護の分科会、ここで以て十分に審議して頂きたいという考えでございませう。

○藤原道子君 生活保護の分科会というのはどういうメンバーでございませうか。

○政府委員(木村忠二郎君) これは法律が六月一日から施行になるのでございませうから、その施行になったあとからきめられることになりませう。

○藤原道子君 失礼いたしました。このときに私は特に註文を付けて置きたいのですが、貧乏人だからという、頭からきめられるのだからというのですけれども、入浴量が一カ月二回となつ

ていますので。私は子供の福祉と申しましうか、こういう点から言つて、二回では私はあまりひどいと思うのでございませう。この頃子供の施設に参りまして、月二回なんてところは少ない。殊に宗教団体のやつておる施設などへ参りますと、赤やんは午前と午後二回沐浴しておる。すべて平等に扱われる。子供は如何なる境遇に生れた者も差別なく愛護されるという精神で、児童憲章さえてきておるはずなんです。ところが生活保護法を受けておる家庭の子供は一月沐浴は二回でよいというふうなきめ方は、私どうしても納得が行かない。こういう点、一つどうぞきめられまして児童福祉の線をもよくお汲み取りになりまして、一つ適切な費用をお定め願いたい。幾ら貧乏人でも二回の沐浴では、保健衛生上からも非常に私は考えられるものが、多々あると思ひますので、私は意地悪を言うのではありません、本心に保護の精神に則つて一つ細かい基準を定めて頂きたいということを強く要望いたして置きます。

○委員(山下義信君) 他に御質疑はございませうか。

○河崎ナツ君 今度の生活保護法の一部を改正する法律案におきまして、そのうちの国の負担及び地方の負担でございます。この負担及び補助の何が変わつて参りましたか。先ず最初に今までの国の負担は、保護費と事務費でございませうが、大体どれくらいになつておるのでございませうか。

○政府委員(木村忠二郎君) 保護費は八割が国の負担でありまして、残りの二割が地方の負担になつております。事務費につきましては、従来は全部地方

方の負担になつております。今回新たに事務費の予算といたしまして、三億四千万の計上をいたしておりますが、これは地方に対する大体半額補助というつもりで計上いたしておるわけでございます。

○河崎ナツ君 国の支出が八〇%というそのパーセンテージはよろしいですが、実際昨年度或いは今年の予算はどのくらいになつておるのですか。

○政府委員(木村忠二郎君) 昨年度は百六十億の予算になつております。百五十億でありましたものが、あと十億余増えてございまして、百六十億になつております。それから今年度は、当初予算で組んでおりますものが二百十億に相成つております。

○河崎ナツ君 それは国の負担のほうでございませうか。

○政府委員(木村忠二郎君) さうでございます。

○河崎ナツ君 そういたしますと、今度の御変更で国の負担はどのくらいになるのでございませうか。先ほど三億というのを聞きましたが、ちよつとびつたり来なかつたのですか。

○政府委員(木村忠二郎君) 国の負担が、今度の予算が二百十億でございまして、これはその二百十億の予算で以て、現在の改められた基準で一応やつて行けるという考え方でございませう。これは勿論実際に保護を受けます者が殖えたり、或いは保護を受けます者の経済状態が悪くなつたりいたしますと、足りなくなるということもあり得るわけですが、或いは余るといふこともあり得るわけですが、併し一応の見通しといたしましては、現在の予算で以て一応やれるだろうということでは

たしております。それから先ほど三億と申しましたのは、これを処理いたします事務費でございませう。地方におきまして、この仕事を取扱うに必要な各種の事務的な経費、人件費でない事務的な経費というものが及びこれを監査いたしまする、指導監督をいたしまするその経費といつたようなものを合せて、国から補助いたしまする経費が約三億ということに相成つております。

○河崎ナツ君 そうすると、もう一つ伺いますが、国の負担のほうは今度二百十億に殖えて行つておると、その殖えて行つておるものは、保護すべき被保護者が殖えておるからですか、それとも国の負担のパーセンテージを増すために殖えたのでありますか。その辺のところを伺ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) これは要保護者が殖えた点もございませうし、生活保護の基準が上つたという点と両方あります。比率につきましては、全然変りはございませう。

○河崎ナツ君 そういたしますと、こういうふうな負担が變つて来たというその理由と申しますのは、まだほかにもございませうから、今度変えた理由をもう少し伺ひまして置いて頂きたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) これは大体一年間にどのくらい保護者の数が現在殖えつつあるかという一応の殖える傾向をとりまして、その傾向に合せて今後一応殖えて行くということを考えましていたしております。それから保護費の基準を引上げますので、引上げたことによりまして一定の比率で以て金額が上る、この両方を睨み合せ

まして、一年間の予算を見込んでおられます。従いまして、大体我々の考えたと同じような、従来と同じ傾向で以て保護者が殖えて来ますれば、これはこの予算で間に合うと思ひます。併しなからそれよりも何か社会的な事情で以て保護を受けざる者が殖えて来る、或いは失業者が殖えるとか、或いは何か事故が起るといふようなことで以て保護を受けざる者が急激に殖えますると、これは予定が狂うわけでございますので、これで足りなくなるといふことがあり得るわけであります。そういう場合におきましては、足らなくなつた場合には、つまり補正予算で以て支拂なければならぬ。つまりこれは義務費でございます。予算がないからとらんとするわけには行かないのであります。必要がありますれば、その予算をとらなければならぬといふことになつて思ひます。

○河崎ナツ君 こういうことを伺ひましたのは、地方に参りますと、これを町村においての負担が、保護すべき人があるにもかかりませず、その中に地方の町村の負担が殖えるものだから、つまり漏給の……、給与すべきものを地方の負担が殖えるといふことで漏給になつて行くと、こういう実情がかなり町村にございますものですか、そういうのがこれで多少救われて行くといふことになるというやうなことから、この割が変つて来たといふことにもなるのでございませうか、その辺のことにつきましての御所見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) この点につきましては、一応漏給があるかないか、どの程度あるかといつたやうな点

につきましては、わかつておりますれば、すぐ是正しなければならぬ問題でありますから、我々もいたしましては、今は正してないものはわからぬ。これにつきましては、先ほど申しました三億という予算及び昨年度は五千万円ばかり年度末と申しまして、か、年末には殖やしまして、これで以て地方の実施状況を精密に調査いたしておきます。そういうやうなことからして、逐次漏給については是正をしまして、溢給も是正いたします、といふふうにいたしておきますが、これにつきましては、全然どのくらい減るか、或いはどのくらい殖えるかといふ点については見通しは付きません。大体従来いろいろとやつております傾向をとりまして、その傾向で以て予算を組んでおりますので、今後の実施状況によりまして、これが足りなくなるとか、余るかといふやうなことはわからないのであります。若し余るやうな場合が起きましたら、我々としては余らせるよりは基準を引上げるほうがいいと思ひます。余るやうな見通しが付きますれば、基準の引上げのほうにこれを使ひたいといふふうに考えております。

○河崎ナツ君 地方のほうは溢給よりも漏給のほうが、私たちが相談を受けます場合には多いのでございませう。それは地方としてそれだけ殖えますと、地方のほうも負担も殖えるものですか、どつちかといつたら嫌がつておる場合が多いのですから、これは調べ

るのも大変でございませうけれども、そういう問題につきましては、是非お調べのときに御考慮願ひたいと思ひます。ただ報告だけではどうかと思ひるのでございませうけれども、恐らく給

与が余つておるといふよりも、本當はもつと見てやるべきところを、まあ因習もありまして、見てもらうという……、周囲の人が大分知つておる人がありますから、見てもらうというの。今までの關係で嫌だし、又ほかから来てそういうやうな問題にぶつつかつたりしたときに、それは数が殖えたと、地方費がその中の負担分が殖えますから、まあどつちかといつたら、やはり減る場合のほうが多いことを……。そこで入院して、その村から出て療養所へ入院している人たちの口からも、入院者からも聞きますし、まあどちらかといつたら、地方がそういうふうな結果に陥りやすい状況を知つておりますものですが、一応お伺ひしたのでございませうが、その辺又お考え置き下さいませ。

○政府委員(木村忠二郎君) そういうやうな話をよく聞くのでございまして、今回の改正におきまして、仕事が都道府県に引上げられる。まあ市と都道府県ということになりまして、財政の殊に貧弱だと言われる町村、特にこの保護費が大きな影響を持つやうな町村につきましては、これをいたさないことになつて、町村の今後やりますところは、裕福な町村で、自分で是非やりたいという町村がやるわけでございませうので、財政上の都合で以てやるべきこともやれないというやうなことは今後はなくならないか、つまりこの法律によりまして、十月一日から保護施設機関が変更すると、それがなくなるだらうという見通しを以ちまして、今度の改正がいたされておるやうなわけでありませう。まあそれだけが目的じゃないのでございませうが、大体

そういうことにいたしたいといふつもりで以て改正ができておるわけでございます。で、この改正が実施されましたならば、今御指摘になりましたやうなことは大体なくなると思ひます。差支えないのじやなからうかと考えております。

○河崎ナツ君 今のお言葉で一応は一つの問題は解決、安心いたせるのでございませうけれども、もう一つの問題をいたしましては、今度福祉事務所を置く町村がございませう。今までは一割負担であつたのが、福祉事務所を置くという町村は、改正によつて二割の負担にまゐります。そうしますと、前よりも一層負担が殖えて来るというやうな問題がございませうが、こういうことは、又一方そういう今申しました漏給なんかの問題にも関連して来て、まあいい顔はなか／＼地方はついでに、弱い人の生活のこととございませうから、こういうことにつきましての又一つお考えを伺つて置きたいのであります。

○政府委員(木村忠二郎君) 福祉事務所を設置いたします町村は、これは私のほうでやれと言ふのじやないのであります。町村のほうで是非自分のところで金を出していただきたい、事務所も作りたいし、それから扶助も自分で行きたいといふところとございませうから、そういう熱心な町村は今おつしやつたやうな心配は勿論ないと思ひます。勿論私のほうにいたしましては、町村で以てやりたいと申しまして、その町村の財政力から見まして、これは無理だと思はれるところにつきましては、それは適當じやない、こういうふうにいいたしまして、やらせないつも

りでおりますから、只今御指適のやうな心配は町村にはなからうと思つております。

○委員長(山下義信君) 私もちよつと伺つて置きたいと思ふのですが、立法者の立法意思を明らかにして置く意味で伺ひたいと思ふのですが、今回の改正によりまして、保護の申請のルートが違つて来るのであります。そこで第二十四条に第六項を新たに設けられまして、そして町村長を經由してよい、こういうことが非常にこれは考慮せられたのだらうと思ひますが、置かれてある。これは立法者の御意思は町村長を經由することを御奨励になるお考えですか。それとも成るべくならば保護の申請は直接保護の実施機関、即ち福祉事務所宛に申請するほうが好ましいと考へられますか。第六項を特に新たに設けられました立法の御意思を一つ承つて置きたい。で、関連しまして、この場合に町村長を經由した場合には、町村長は要保護者に対するいろゝろな事項を記載した書面を添えて実施機関に送付せよといふことをお命じになつておられますけれども、町村長の添付する書面はどれだけの、何と申しますか、働かしをいたし、どれだけの權威をお認めになるお考えでありますか、どうか、こういうことを承わつて置かなきゃならぬと思ふのであります。それは後に至つて不服申立等の場合、この際に添付いたしました町村長のこれらの書面が物を言うときがあると思ふ。それで町村長を經由することとを、「すること」とあります。が、選択自由になつておりますが、立法者のお考えは町村長を經由することが好ましいと考へられるか、或いは直接

りでおりますから、只今御指適のやうな心配は町村にはなからうと思つております。

午後四時八分散会
出席者は左の通り
委員長
理事
山下 義信君
小杉 繁安君
井上なつゑ君

委員

石原幹市郎君

中山 壽彦君

長島 銀藏君

河崎 ナツ君

藤原 道子君

常岡 一郎君

藤森 眞治君

谷口弥三郎君

松原 一彦君

政府委員

厚生省社会局長

厚生省児童局長

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

木村忠二郎君

高田 正巳君

草間 弘司君

多田 仁巳君